

ご存じですか？

知財調停

知財調停とは？

ビジネスの過程で生じた知的財産権に関する紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、裁判官及び知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員で構成される調停委員会の助言や見解を得て、話しによる簡易・迅速な解決を図る手続です。東京地方裁判所と大阪地方裁判所の知的財産権部で運用されています。



知財調停のメリット

柔軟性

- ◆ 特定の争点に絞って利用することもできます。
- ◆ 調停手続の経緯を踏まえ、当事者間の自主的交渉に戻ることや訴え提起・仮処分の申立てをすることもできます。

専門性

- ◆ 調停委員会は、**知的財産権部の裁判官と知的財産権事件の経験が豊富な弁護士・弁理士**などの調停委員で構成されており、紛争解決に向けての助言や中立・公平な立場からの見解を得ることができます。

迅速性

- ◆ 原則として**第3回期日まで**に、調停委員会が争点について、一定の見解を示し、迅速な紛争解決の実現を目指します。

非公開

- ◆ 手続は**非公開**のため、第三者に知られることなく紛争の解決が可能です。

It's New!



上記の知財調停を利用するには、これまで管轄合意が必要でしたが、民事調停法の改正（令和8年5月21日施行）により、知財調停の管轄が**東京地方裁判所**又は**大阪地方裁判所**にも認められるようになるため、**改正後は管轄合意が不要**となります。

知財調停Q&A

Q

どうして東京と大阪で運用しているのですか？

- ◆ 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所には、知的財産権事件の専門部があるためです。

▶▶複雑化、専門化する知的財産権に関する紛争に対応できるような態勢が整えられており、専門的知見を活かした調停を行うことが可能です！

Q

東京や大阪に行かないと利用できませんか？

- ◆ 知財調停でもウェブ会議を利用して、手続きに参加することができます。

詳細は、申立て先の裁判所にご相談ください。



Q

どんな事件で知財調停を利用できますか？

- ◆ 主に特許権、著作権、商標権、不正競争防止法に定める不正競争（営業秘密）などをめぐる紛争で利用されています。
- ◆ 知財調停に適した事案としては、争点がある程度特定されているものや当事者双方が話し合いによる解決を希望しているものが挙げられます。

Q

知財調停の実績を教えてください。

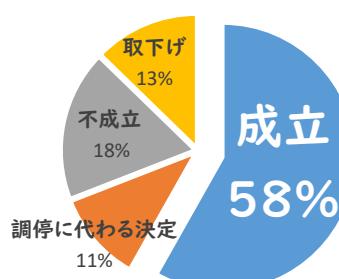
- ◆ 知財調停事件の**約6割**が調停成立で終了しています。

- ◆ 知財調停事件の**約6割**が3回以内の期日で終了しています。

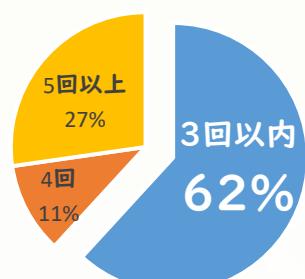
※運用開始（令和元年10月）からの実績

（いずれも令和7年7月末時点（移送を除く。））

※百分比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100と一致しない場合があります。



【終局事由の内訳】



【終局までの期日回数】

知財調停の詳しい内容は裁判所ウェブサイトをご覧ください。

東京地裁 https://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/minzi_section29_40_46_47/tizaityoutei/index.html

大阪地裁 https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/index.html